

部局名	教育委員会	所属名	保健体育課	所属長名	三間 芳弘	電 話	483-1151 内線6160
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3414		事務事業名称	就学生徒給食費等援助事業					短縮コード	経常	3414	臨時	
予算区分	会計	01	一般会計	款	10	教育費	項	03	中学校費	目	02	教育振興費	
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱による（学校教育法第19条，学校保健法17条，学校給食法等）						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
・事業開始は，昭和58年からで八千代市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務要綱による。（学校教育法第19条・学校保健法第17条・学校給食法） ・準要保護生徒への学校給食費の援助 ・学校保健法施行令第7条にあげられた疾病に対する治療への医療費の援助													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 ・要保護・準要保護生徒数は，年々増加しているため，事業費も増加傾向にある。平成17年度より，国の補助金が要保護の医療費の補助のみになったため，市の一般財源の支出が増えてきている。					総合計画の施策体系	5本の柱（章）	02	人間尊重都市をめざして					
						大項目（節）	01	学校教育					
						中 項 目	02	義務教育					
						小項目（施策）	03	健康・安全の確保					
						細 項 目	04	学校給食の充実					
実施計画の計画事業													
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	要保護・準要保護生徒							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成19年度に実際に行ったこと： ・準要保護生徒への学校給食費の援助 ・学校保健法施行令第7条にあげられた疾病に対する治療への医療費の援助							
	※平成20年度に計画していること： 19年度と同じ							
意図 （何を狙っているのか）	・経済的な負担や不安で就学が困難な生徒に援助を行うことにより，健康を維持し安心して教育を受けられるようにする。							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外							
区 分				単位	18年度	19年度		20年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	準要保護生徒数	人	216	245	212	220	
	指標2	要保護・準要保護生徒数	人	234	264	227	238	
	指標3							
活動指標	指標1	給食費の援助を受けた生徒数	人	216	245	212	220	
	指標2	学校保健法施行令にある疾病で医療機関に掛かった生徒数	人	18	19	15	18	
	指標3							
成果指標	指標1	給食費の援助を受けた生徒数/準要保護生徒数	%	100	100	100	100	
	指標2	医療費の援助を受けた生徒数/要保護・準要保護生徒数	%	7.6	7.2	6.6	8.1	
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード		3414	事務事業名称	就学生徒給食費等援助事業			所属名	保健体育課
			単位	１８年度	１９年度		２０年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円				12	
		県	千円					
		地方債	千円					
		一般財源	千円	10,186	12,964	9,797	11,672	
		その他	千円					
	主な事業費の内訳			準要保護生徒への学校給食の援助 要保護・準要保護生徒の疾病に対する医療費の援助10,186	準要保護生徒への学校給食の援助 要保護・準要保護生徒の疾病に対する医療費の援助12,964	準要保護生徒への学校給食の援助 要保護・準要保護生徒の疾病に対する医療費の援助9,797	準要保護生徒への学校給食の援助 要保護・準要保護生徒の疾病に対する医療費の援助11,684	
	人件費(B)			千円	7,677.9	7,667.3	4,566.4	4,566.4
トータルコスト(A)+(B)			千円		17,863.9	20,631.3	14,363.4	16,250.4

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由				
目的 妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☐ 結び付いている	「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 結び付くが見直しの余地がある					
			☐ 結びつきが弱い・ない					
			☒ 評価対象外事項					
目的 妥当性	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している	「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 達成していない					
			☒ 評価対象外事項					
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	「法定受託事務」のため評価対象外				
有効性・ 効率性		⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。	☐ 可能性はない					
			☒ 評価対象外事項					
			☐ 現状のままでよい	「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 見直す必要がある					
有効性・ 効率性		⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 現状のままでよい	「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 見直す必要がある					
			☒ 評価対象外事項					
			☐ 現状のままでよい					
		⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 現状のままでよい	取扱う内容が個人情報であることや昨今の個人情報に対する市民意識の変化等を踏まえて再検討を行なった結果、単純に臨時職員対応することは危ぶまれる。また、就学援助事務に対し、市民のニーズが多様化しており、市民サービスの向上のためにも職員の削減は出来ない。				
			☐ 現状のままでよい					
			☐ 現状のままでよい					
			☐ 現状のままでよい					
			☐ 現状のままでよい					
			☐ 現状のままでよい					
			☐ 現状のままでよい					
			☐ 現状のままでよい					
		⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）	☐ 現状のままでよい	「法定受託事務」のため評価対象外				
			☐ 現状のままでよい					

コード	3414	事務事業名称	就学生徒給食費等援助事業				所属名	保健体育課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			今後は、現状のまま継続はするものの、更に有効性及び効率性を追求し、市民サービスの向上に努めたい。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			要保護・準要保護生徒数は、近年横ばい状態であるので、コスト，成果ともに不変が予想される。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☒	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
・特になし	

所属長コメント	経済的な問題で就学が困難な生徒の教育環境を整備するため、制度の周知，迅速な対応が必要である。	
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続	担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☐ 統合・役割見直し	
	☐ その他	
	☐ 廃止	
	☐ 休止	
	☒ 現状のまま継続	